

令和元年度 第4回生駒市地域公共交通活性化協議会
議事概要

日 時 令和2年3月10日(火) 午後3時～午後5時10分

場 所 生駒市役所 4階 大会議室

出席者

(委員) 小紫会長(代理:山本副市長)、喜多副会長、森岡副会長、米田委員(代理:木村様)、池田委員(代理:岩藤様)、葛城委員、村田委員(代理:吉岡様) 伊藤委員(代理:松尾様)、霜永委員(代理:今西様)、猪原委員(代理:木元様)、黒部委員、平岩委員、藤澤委員、松尾委員、矢田委員、山下委員

(事務局) 生駒市(杉浦総務部長、澤井総務部次長、清水防災安全課課長補佐、寺西係員、米田建設部長、駒井事業計画課長、武元高齢施策課長、有山都市計画課長)、岸野都市交通計画コンサルタント株式会社(岸野)、セントラルコンサルタント株式会社(岡本、橋本)

欠席者 4名

傍聴者 6名

議 事

1 報告案件

(1) 各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

2 審議案件

(1) 令和2年度生駒市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

(2) 生駒市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について

(3) 生駒市地域公共交通網形成計画策定に係る業務委託実施要領(概要)について

(4) 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討について

3 その他

(1) 今後の会議予定

(2) その他

【配布資料】

[前回協議会の議事概要]

[前回分科会の議事概要]

[資料1] 各路線におけるコミュニティバスの利用実績(～R2.1)

[資料2] 令和2年度生駒市地域公共交通活性化協議会予算(案)

[資料3-1] 生駒市地域公共交通活性化協議会規約(案)

[資料3-2] 生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

[資料3-3] 生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)

[資料3-4] 生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程改正に係る新旧対照表

[資料4] 生駒市地域公共交通網形成計画策定に係る業務委託実施要領(概要)

[資料5] 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討

主な議事内容

1 報告案件

(1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

- 資料1に基づいて事務局から報告した。
- 議長から、行き先が変わることで行きづらくなっているのか、他に行かざるを得ないのか、減っている方がどうなっているのか知りたい。その点について調査して頂ければ。との発言があった。
- 委員から、令和元年度の各路線の収支率（市の負担率）はどうか。との発言に対して、事務局から、収支率はその年度の4月から3月までの1年間の経費と収入から算出することから現時点では算出していないが、見込みとしては、各路線とも市の負担率は7割を超えないものと考えている。との発言があった。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が報告案件(1)について了承を求めた結果、全委員が了承した。

2 審議案件

(1)令和2年度生駒市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

- 資料2に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、歳出の形成計画策定費用の期間はいつまでか。との発言に対して、事務局から、令和2年度の1年間の費用となる。との発言があった。
- 議長から、補助金の見込みはどうか。との発言に対して、事務局から、担当者からは満額の決定は難しいと伺っている。どの程度になるかは分からないのが正直なところである。との発言があった。
- 委員から、プロポーザルの予定金額があるが、補助金が減額になった場合は市で補填するのか。との発言に対して、事務局から、令和2年度に実施するプロポーザルでは、改めて数社の業者に見積依頼し、予定価格を決定する予定である。補助金額によるが内容を精査して金額もスリムになるようなことも考えていきたい。との発言があった。
- 他の委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(2)生駒市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について

- 資料3-1、3-2、3-3、3-4に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、現在、活性化再生法（案）が閣議決定されており、名称が地域公共交通網形成計画から仮称だが地域公共交通計画に変わる予定で、今回はこれで良いが、次回改正する時は反映していただければと思う。との発言があった。
- 委員から、建設部に事務局が変わって、今までこの協議会では多面的な協議をしていたが、ソフトからハードへ性格が変わってくるのではないかと感じる。との発言があった。
- 議長から、協議会の基本的な性格はどういうものか、協議会設置は何らかの法令、条例に基づく必要があるのか。形成計画を検討しない場合でも設置できるのか。との発言に対して、事務局から、市においては法律等に基づき設置する法定協議会や諮問に応じて条例を根拠にする附属機関の設置等多々形態がある。行政課題に応じた形で条例に基づき設置できるとは思うが、今回は法令に基づいて協議会が主体となった計画を策定するための協議会を設置するものとする。また、事務局の件は、企画政策課からはじまって、その後、路線運行の役割で生活安全課が加わり、平成28年度から防災安全課が担っている。今後

の公共交通を考えていく中で面的、ハード的な視点も必要となってくることから事務局を建設部とさせてもらうが、今後も福祉部局、都市計画部局、交通安全部局等一緒になって相談や協議をさせていただく。との発言があった。

○議長から、形成計画を策定する法定協議会としては事務局案どおりでよいが、形成計画策定・実施のみのための協議会ではなく、生駒市における公共交通サービス全般を包括的に検討する役割を有する組織であることを改めて確認すべきではないか。また、国の動きに応じるだけでなく、独自の計画を主体的に持っていないと自治体としての主体性を問われることにならないか、との指摘がなされた。また、形成計画策定以外の部分、例えば市民の生活のための様々な手立て等検討するために協議会は有効に機能すると思うので、全体としてのあり方について引き続き検討していけばどうか、との発言があった。

○委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(2)について承認を求めた結果、全委員が承認した。また、議長から、今後の協議会のあり方、市民の生活を確保する等本来の役割については、引き続き検討していくことについて了承を求めた結果、全委員が了承した。

(3) 生駒市地域公共交通網形成計画策定に係る業務委託実施要領（概要）について

○資料4に基づいて事務局から説明した。

○議長から、業者選定方法の話も大事だが、積み残している案件、悩んでいる課題、費用負担のあり方、持続可能な交通サービス等我々の見えていない点についてひとつの回答案を提案していただける業者さんを選定したい。こういうことを考えてほしいということを示さないと手を上げにくいと思うので、こんなことが出来る業者が良いのではないか、というご意見を伺いたい。との発言があった。

○委員から、連携計画ではたけまる号だったが、形成計画ではそれ以外のやり方、別のやり方でこんなことが出来るという観点から業者を選定してほしい。との発言に対して、事務局から、委員の様々な意見は実施要領等の中で反映していきたい。また、現在はコミバス形態の定時定路線で運行されているが、連携計画の中でも地域特性に合わせた手法がいろいろ記載されていた。形成計画では高齢化率や移動手段の確保、まちづくり等どう盛り込んでいくか。仕様書は公平公正を前提に作成する。との発言があった。

○委員から、地域で移動支援するにもいろいろ問題がある。住民間で移動支援をどうしたら良いかという観点を入れてほしい。との発言に対して、議長から、今回の法改正でもう少しやりやすいように枠組みを見直していくことも盛り込まれていたと思う。との発言に対し、他の委員から、移動支援まで含まれるかは不明だが、過疎地域ではバスやタクシーがなければ自家有償旅客運送を取り入れて地域の移動手段を確保するような改正案になっている。との発言があった。

○委員から、一番大事なのは住民の暮らしを考えてちょっとでも良くなることを総合的に考えていかないとダメだと思う。それを考えられる業者を選んでほしい。との発言があった。

○委員から、住民間での移動支援でSNSは有効と思うので、そのようなことも入れてほしい。との発言があった。

○委員から、選定委員の案についてはどうなるのか。また、10年間の計画で今回どう実現するのか具体的な案までを作るのか。との発言に対して、事務局から、選定委員については

会長並びに副会長で選定させてもらう。また、4月から審査委員会を開催することから、事務局で委員の皆様のご意見を反映し実施要領を作成する。また、形成計画では具体的な案を盛り込むのではなく、項目出しをして、その後、その計画に基づいて協議会で具体的な案を練っていただくことになる。との発言があった。

- 委員から、自動運転等最新の技術を反映できるような提案をしてほしい。との発言があった。
- 委員から、連携計画では、まちづくりという視点がなかったが、今回は引き出しの多い、より生駒らしさを引き出してくれるような、また、市全体に発信できる、街としてこういうものがあってほしい等夢の部分について提案してほしい。との発言があった。
- 議長から、委員からの意見はいつまで受付けるのか。との発言に対して、事務局から、今週中に事務局までお願いしたい。との発言があった。
- 他の委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

(4) 公共交通サービスを提供する候補地区における対策案等の検討について

- 資料5に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、鹿ノ台地区では奈良交通さんと打ち合わせしているが、連携計画とは違うやり方をやらざるを得ないので、形成計画策定の中で考えていただければ出来るのかなとも思う。との発言に対して、議長から、連携計画に捉われることなく、協議会が交通に関する事で市民の生活の質を向上する手段を講じることを考える組織であればそこはこだわることはないを考える。との発言があった。
- 議長から、現計画における積み残しを少しでも解消するための具体的な案が出ずに閉塞感がある。唯一検討していただいている鹿ノ台地区に関して、分科会で奈良交通さん作成の資料の中で収支予測も出して頂いたが、比較検討しづらい。分科会議事録にもあるが、同程度の条件下での費用比較を含め、実現可能かどうかを可能な範囲で調査、検証し、とあるが実現に至っていない。との発言に対して、事務局から、費用比較の設定条件が難しく資料は出来ていない。奈良交通さんは既存路線があり、また、既存の中型バスを使用するが、生駒交通さんは路線もないし、また、新たな車両を用意する必要があるなど。今後、ヒアリング等実施し、可能な限り比較できるような資料を作成したい。との発言があった。
- 委員から、資料5の15頁にあるように、既存バスの延伸策については出来るところから取りかかっていきたい。また、鹿ノ台地区は地域独自で運行計画を検討されているが、額が大きくなっていることについて協議会でどう判断するか。地域が足を必要としているのは事実だが、将来的に負担がどうなるか慎重に審議したい。との発言があった。
- 委員から、資料5の15頁を見てもやれることが少ない。これから先を検討するには、これまでの論議では新しい路線は作れない。発想を変える、バスだけではなく、その意味でも奈良交通さんにも考えてもらわないと新しい計画が実行できない。事務局も変わるので新しい視点で取り組みをしないと、今後何をするのかとなってしまう。皆で考えていかないと前に進むところがない。との発言があった。
- 委員から、奈良交通さんの資料だけだと検討出来ない。今のコミュニティバスと同じ土俵にしないといつまでたっても前に行かない。との発言があった。

○議長から、自分達でやれないから協議会に持ち込まれたとのイメージがあるかもしれないが、案件が持ち込まれたとすると、協議会は今まで何をしてきたのか、とういことになる。この案が採用できなければ新たな案を検討していかななくてはならない。協議会と鹿ノ台地域が並行して考え、どちらが実現性のある案になるか、奈良交通さんとの話し合いで様々なコスト削減が可能かもしれない。更に検討していただくとともに、協議会としてはコミバス方式ではどうなるか、実現可能性はどうか等比較して一緒に検討したい。との発言があった。

○議長から、奈良交通さんには既存バスの延伸策について具体的に検討していただきたい。との発言があった。

○委員から、既設路線が廃止される中で 2 重に路線が発生する新しいモデルが維持できるか、いろいろ検討課題がある中で、市域全体の公共交通維持のため交通利用を増やす施策についても議論していただきたい。との発言があった。

○他の委員からその他特に意見はなかったことから議長が審議案件(4)について、承認を求めた結果、全委員が承認した。

3 その他

(1) 今後の会議予定

○事務局から、令和 2 年度の第 1 回協議会を令和 2 年 6 月 24 日（水）午後 3 時から市役所 4 階大会議室で開催する。との説明を行った。

(2) その他

○事務局からは特になし

以上